

# 道の駅あがの出荷組合 規約

## 第1条 名称と事務局

本会は道の駅あがの出荷組合（以下本会と言う）と称する。  
本会の事務局を新潟県阿賀野市下黒瀬 1366 番地に置く。  
（令和4年1月～3月仮事務：新潟県阿賀野市姥ヶ橋 660-5）

## 第2条 会員

本会の会員は、組合が本会の目的に適合すると認めた場合入会することができる。  
法人組織の場合は1組織を1組合員とする。

## 第3条 目的

本会は、道の駅あがのによる地域の活性化と会員の所得向上を目標に、次の目的を目指す集団である。

- (1) 阿賀野市産農産物の出荷量の拡大
- (2) 阿賀野市産農産物による地域活性化

## 第4条 事業

本会は、前第3条の目的を達成するため以下の事業を行う。

- (1) 農産物生産の取組と栽培技術の向上
  - ・専門家等による栽培技術講習会の開催
  - ・先進地等の視察
  - ・試験栽培、展示圃の設置及び共同研究
  - ・土壌分析および栽培計画等の検討会
- (2) 販路の開拓
  - ・直販および契約栽培の拡大
  - ・高付加価値の阿賀野市産ブランド商品の栽培
- (3) 情報の収集と活用
  - ・消費者団体との交流
  - ・大学、試験場、メーカー等より最新情報の収集
- (4) 地域への貢献
  - ・町おこしの一環となるような産地づくりと地域農業の発展に寄与する。
- (5) 宣伝・広報
  - ・マスコミ・雑誌等に働きかける。
  - ・SNS等での情報発信を行う。
- (6) 親睦
  - ・会員相互の親睦行事を企画する。
- (7) その他

## 第5条 役員等

- (1) この組合に次の役員を置く。
  - ・組合長 1名
  - ・副組合長 1名
  - ・各部部长 1名（米部会・園芸部会・加工部会）
  - ・会計監査 2名
  - ・事務局 株式会社あがの
- (2) 役員の任期
  - ・2年間とする。ただし、再任は妨げない。
  - ・補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (3) 任期満了又は辞任
  - ・役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。
- (4) 役員の解任
  - ・本会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、本会の議決を経て、その役員を解任することができる。
    - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第6条 会費

会の運営は次の会費でまかなう。

(1) 年会費 2,000 円 (システム手数料・役員報酬・事務費)

(2) 必要時徴収

第7条 総会

(1) 出荷組合設立総会は年に一度事業報告、決算報告をおこなう。

第8条 退会

退会は自由とする。